

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

【問い合わせ先】

役場人権推進室（総務課内）

☎ 963-1730（直）

◆◆◆ 新宮町再犯防止計画を策定しました ◆◆◆

町では、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき「新宮町再犯防止推進計画」を策定しました。

犯罪をした人等の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境など、さまざまな生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。地域社会で生活する犯罪をした人等に対する支援にあたっては、就労、住居、保健医療、福祉などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割は極めて重要となっています。

関係機関などと連携し、犯罪をした人等が孤立することなく、再び社会の一員となれるよう支援

し、再犯防止を図る施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

計画の基本方針

1. 就労・住居の確保のための支援
2. 保健医療・福祉サービスの利用促進
3. 学校などと連携した非行防止と就学支援
4. 関係機関などとの連携強化と広報・啓発活動の推進

詳しい計画の内容は、ホームページをご覧ください。



▲再犯防止計画

行政相談委員に北島さんが再任、西村さんが就任

総務大臣から4月1日付で、北島凡夫さん、西村栄治さんが町の行政相談委員として委嘱されました。任期は令和9年3月31日までの2年間です。

行政相談員は、全国に5,000人が配置されており、無報酬のボランティアとして住民のみなさんから行政サービスに関する相談、行政の仕組みや手続きに関する問合せを受け付け、その解決のための助言や関係機関に対する改善の申入れなどの業務を行っています。

身近な相談役として、町の心配ごと・福祉なんでも相談にも携わっています。地域のイベント会場などで不定期に相談所を開設することもありますので、ぜひご相談ください。



▲北島凡夫さん



▲西村栄治さん

心配ごと・福祉なんでも相談

みなさんの身のまわりに起こっている苦情や心配ごとなど、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

日時 7月8日（火）午前10時～午後3時

※1人当たり30分

場所 町福祉センター

相談員 人権擁護委員、行政相談委員
社会福祉協議会職員

内容 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、行政に対する苦情、高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理の不安、生きがい活動などの相談

※予約は不要です。会場に午後2時30分までにお越しください。

問い合わせ先 町社会福祉協議会

☎ 963-0921（直）